

にせ家主にご注意ください

●「にせ家主にご注意ください」

2017年5月12日のトロントスター誌において、家主と偽り海外からの留学生から不当に家賃収入を得ている者に関する記事が掲載されました。

トロントの非営利団体である Japanese Social Services が以下ホームページで邦訳つきで注意喚起を発出しておりますところ、是非一度ご覧いただき、家の契約の際にはご注意ください。

<https://jss.ca/thestar-comarticle/>

当館においても、「安全の手引き」にて以下のご案内をしております。

- (ア) 住宅や部屋の所有者と偽り、貸借関係を成立させ、前納金を詐取して行方をくらます、又は、取り決めとは異なる利用条件を強要する。不法な敷金(当地には敷金という概念はなく、相当するものは、契約最終月の家賃の前払いである)の請求や不返済、突然の解約を行う。
- (イ) 加害者側は、裁判に持ち込むと、時間と費用がかかることになり、さらに言語上の不利があるので、多くの短・中期滞在邦人は対応をあきらめるケースが多いことを見越して不法行為を行っており、滞在期限の問題等もあることから結果として被害者の泣き寝入りになることが多い。
- (ウ) ルームシェアやホームステイ先の住人とトラブルとなるケースも散見され、住居の賃貸に際しては、知識のある人ないしは正しい情報を提供する団体などから助言を得ることが肝要。